

シンガポール税制の概要

【2024年改訂版】

(2024年9月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

シンガポール事務所

本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）シンガポール事務所が現地会計事務所 SCS Global Consulting(S) Pte Ltdに作成委託し、2024年9月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよびSCS Global Consulting(S) Pte Ltdは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよびSCS Global Consulting(S) Pte Ltdが係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ジェトロ・シンガポール事務所
E-mail : SPR@jetro.go.jp



目次

I.	法人税	4
1.	概要	4
2.	課税所得の計算	4
3.	法人税額の計算	7
4.	申告・納付	8
5.	移転価格税制	9
II.	二国間租税条約	12
III.	その他税制	13
1.	源泉税 (Withholding Tax)	13
2.	個人所得税 (Personal Income Tax)	14
3.	財・サービス税 (Goods & Services Tax : GST)	16
4.	印紙税 (Stamp Duty)	18
5.	不動産税 (Property Tax)	19
6.	相続税 (Estate Duty)	20
7.	管轄官庁	20
IV.	優遇税制	22
1.	一般事業会社向けの優遇税制	22
2.	統括会社向け優遇税制	24
3.	海運・航空事業者向け優遇措置	25

シンガポール税制の概要【2024年改訂版】

I. 法人税

シンガポール現地法人および支店は、賦課年度ごとに確定申告を行い、賦課決定された法人税を納税する義務がある。

1. 概要

(1) 居住法人

税務上、居住法人と非居住法人に区分される。所得税法（Income Tax Act）第2条では、シンガポール国内において事業の経営および管理が行われている場合、その法人はシンガポールの居住法人とみなされる。通常、外国法人のシンガポール支店は外国に所在する本店によって経営と管理が掌握されているため、居住法人とはみなされない（非居住法人とみなされる）。

また、居住法人・非居住法人とともに、法人税の課税対象となる所得や税率に違いはないが、新スタートアップ会社に対する免税措置、国外源泉所得に対する免税措置、租税条約に基づく源泉税の減免措置、または外国税額控除といった優遇措置は、居住法人のみが享受できる。

(2) 賦課年度（Year of Assessment, YA）

シンガポールの法人税は、前年度の所得に対して課税される。すなわち、2024年内に終了する会計年度の所得は翌年の2025年に課税される。税務上、課税される年度のことを賦課年度（Year of Assessment, YA）といい、賦課年度にかかる会計年度（通常、賦課年度の直前の12カ月間）を基準年度（Basis period）という。

例えば、2024年12月31日に終了する会計年度は税務上YA2025となり、2025年3月31日に終了する会計年度は税務上YA2026となる。

2. 課税所得の計算

(1) 課税対象所得

シンガポールは属地主義（territorial system）を採用しており、シンガポールで生じた所得または稼得された所得（国内源泉所得）、およびシンガポール国外源泉所得のうちシンガポールで受領されたものが課税対象となる。

シンガポール税制

ただし、税務上の居住法人がシンガポールで受領した特定の国外源泉所得に対しては、免税制度が設けられている。国外源泉所得のうち、国外配当、国外支店の所得および国外で稼得したサービス所得について、これらの所得が所得源泉国で課税対象となり、かつシンガポールに送金された年の所得源泉国の最高法人税率が15%以上であることなどの要件を満たす場合に免税となる。

また、非居住者がシンガポール国内外にまたがって取引や事業を実施する場合、その取引や事業の利得および利益は、シンガポール国外で実施された業務に直接帰属しないとされる範囲において、シンガポールに源泉があるとみなされる。シンガポール源泉所得総額を明確に算出する責任は納税者にある。

(2) キャピタルゲイン

シンガポールではキャピタルゲインは法人税の課税対象とならないが、繰り返し発生する性質などから本業所得とみなされるものは課税対象となる。例えば、株式トレーディング業者の上場有価証券のトレーディングによる株式売却益は本業所得とみなされ、課税対象となる。

キャピタルゲインに該当するか否かの判断は、原則、取引ごとにその資産の取得動機、売却までの所有期間、類似の取引の頻度、売却の理由および取得のための資金調達方法などを総合的に判断して決定することとされているが、その判断は困難な場合が多い。そのため、納税者の負担に配慮し、2012年6月1日～2027年5月31日の間の一定の関連会社の普通株式の譲渡益に対しては、売却前に最低24カ月以上にわたり、かつ20%以上の株式保有率を維持している場合には、課税されないこととされた。

なお、2024年1月1日より、経済的実態を有しないシンガポール法人が国外資産の売却または処分により生じた利益でシンガポール国内で受領されたものについては、上記に問わらず課税対象となる。

内国歳入庁（以下、IRAS）問い合わせ窓口：電話番号 1800 356 8622

IRAS：「[Taxable and Non-taxable Income](#)」

(3) 損金算入

もっぱら課税所得の稼得のために支出した費用は、原則として損金算入が認められる。役員報酬や接待交際費などについても特段限度額は定められておらず、事業に関連するものであれば原則として全額損金算入できる。

一方で、資本取引の範囲を広く捉える傾向があり、為替差損や借入金利子については一部損金不算入とされる。また、減価償却費のうち、建物などにかかる減価償却費は、一部承認を受けたものを除いて損金算入が認められない。

また、政策的な観点から特定の支出に対して、支出額を超えて損金算入を認める制度が導入されている。例えば、シンガポールで事業を行う企業が国外への販路拡大を促進するため、2019賦課年度～2025年12月31日の間、出張費や展示会（仮想展示会も含む）の出展費を支出した場合、または2023年2月15日～2025年12月31日の間、エンタープライズ・シンガポール（Enterprise SG）の承認を条件とし

シンガポール税制

て E プラットフォームやサービスプロバイダーに支出した場合には、1 賦課年度あたり最大 15 万シンガポール・ドル(以下、S ドル)を上限に、それらにかかる適格支出額の 200%を損金算入できる制度 (Double Tax Deduction / DTD) が設けられている。

そのほか、2015 年 7 月 1 日～2025 年 12 月 31 日までの間に支出された、シンガポール人またはシンガポール永住権保有者(現地従業員)への適格給与(シンガポール国外法人の事業展開に従事したものなど)についても、Enterprise SG の承認を得ることを条件として、1 賦課年度あたり最大 100 万 S ドルまで 200%損金算入が認められる。

なお、2018 賦課年度までは、適格支出額の 400%を損金算入できる生産性・技術革新クレジット (PIC) という制度があったが現在は廃止されている。ただし、R&D や IP 関連で一定の要件を満たすものは、代替制度や 2024 賦課年度から導入されている企業技術革新スキーム (Enterprise Innovation Scheme) によって適格支出額の 200～400%の損金算入が認められる。

IRAS 問い合わせ窓口：電話番号 1800 356 8622

IRAS : 「[Double Tax Deduction for Internationalization](#)」、「[Tax Treatment of Business Expenses](#)」、「[Enterprise Innovation Scheme \(EIS\)](#)」

Enterprise SG : 「[Double Tax Deduction for Internationalisation \(DTDi\)](#)」

(4) 連結納税(グループリリーフ)

シンガポールに複数の関連会社を保有している場合、欠損金が生じている法人の欠損金をほかの関連会社の所得と通算することができる。ただし、通算が認められるのは、以下の 3 要件を満たす場合に限られる。また、通算できるのは同一事業年度で生じた欠損金と所得のみで、ほかの関連会社と通算できなかつた欠損金は、その欠損金が生じた単体法人の将来の所得とのみ通算することになる。

- ・ シンガポールで設立された法人であること。
- ・ 直接または間接に 75%以上の株式を保有していること。
- ・ 同一の事業年度(決算期)であること。

IRAS 問い合わせ窓口：電話番号 1800 356 8622

IRAS : 「[Group Relief](#)」

(5) 欠損金の繰り越しおよび繰り戻し

欠損金は原則として永久に繰り越し可能である。ただし、以下の事由が生じた場合には、原則としてすべての欠損金が消滅する。

- ・ 最終株主の過半数が、実質的に変動した場合。
- ・ 事業内容が大幅に変更した場合(減価償却にかかる欠損金のみ)。

また、一定の要件の下に、年間 10 万 S ドルまで 1 年間の繰り戻しも認められている。

IRAS 問い合わせ窓口：電話番号 1800 356 8622

IRAS : 「[Unutilised Items \(Capital Allowances, Trade Losses & Donations\)](#)」

3. 法人税額の計算

(1) 法人税率

2010 賦課年度以降、法人税率は 17%に引き下げられている。これに先立ち、2008～2009 賦課年度は 18%、2005～2007 賦課年度は 20%、2003～2004 賦課年度は 22%、2002 賦課年度は 24.5%、2001 賦課年度は 25.5%の法人税率が適用されていた。

2005 賦課年度に部分免税制度（Partial Tax Exemption）が導入され、2008 賦課年度からは通常の法人課税所得のうち、最初の 1 万 S ドルの 75%および次の 29 万 S ドルの 50%が免税とされた。

また、2005 賦課年度には新スタートアップ会社免税制度（Tax Exemption Scheme for New Start-Up Companies）が導入され、2008 賦課年度からは新たに設立された法人で以下の要件をすべて満たす場合には、設立から 3 年間は通常の課税所得のうち最初の 10 万 S ドルの 100%および次の 20 万 S ドルの 50%が免税とされた。

- ・ シンガポールで設立され、税務上シンガポール居住法人であること。
- ・ 株主が 20 人以下であること。
- ・ すべての株主が個人であるか、または、個人株主が 10%以上の株式を保有していること。
- ・ 主たる事業内容が、投資会社、売買または投資用不動産の開発でないこと。

ただし、2020 賦課年度以降は、上記の部分免税制度および新スタートアップ会社免税制度において免税となる課税所得の上限額が 30 万 S ドルから 20 万 S ドルに縮小され、さらに、新スタートアップ会社免税制度については、課税所得のうち最初の 10 万 S ドルの 100%免税が 75%免税に縮小されている。

IRAS 問い合わせ窓口：電話番号 1800 356 8622

IRAS : 「[Basic Guide to Corporate Income Tax for Companies](#)」

(2) 法人税額控除（リベート）

2024 賦課年度には、企業がコストの上昇に対応できるよう、法人税リベートとして法人税額の 50%に相当する金額が法人税額から控除される。また、2023 年 1～12 月の間に少なくとも 1 人の現地従業員を雇用していた企業に対しては、法人税リベート現金支給（CIT Rebate Cash Grant）として 2 千 S ドルの現金支給が 2024 年 9 月 30 日までに行われた。なお、法人税リベートと現金支給の合計上限金額は 4 万 S ドルとされ、現金支給を受ける場合には、法人税リベートの金額が、法人税額の 50%（上限 4 万 S ドル）から 2 千 S ドルを控除した金額に減額される。

シンガポール税制

IRAS 問い合わせ窓口：電話番号 1800 356 8622

IRAS : 「[Corporate Income Tax Rate, Rebates & Tax Exemption Schemes](#)」

(3) 外国税額控除

シンガポール国外で課税された所得に対して、シンガポールでも課税される場合には、二重課税排除の観点から外国税額控除の規定が設けられている。ただし、外国税額控除の適用は税務上の居住法人に限られる。控除額は、国外で課税された外国税額と当該所得に対して課税されたシンガポールの法人税額のいずれか低い方を限度とする。

IRAS 問い合わせ窓口：電話番号 1800 356 8622

IRAS : 「[Foreign Tax Credit](#)」

4. 申告・納付

(1) 確定申告

休眠会社を除くすべての法人は、原則として各会計年度終了日の属する年の翌年 11 月末までに、IRAS に確定申告書を提出する義務がある。

確定申告書には、Form C、Form C-S および Form C-S Lite（2020 賦課年度から）の 3 種類の申告書があり、Form C-S および Form C-S Lite は Form C に比べて記入欄の少ない簡易な申告書である。Form C を提出する場合は、監査済財務諸表、税額計算書およびその他の根拠資料を添付する必要があるが、Form C-S および Form C-S Lite にはこれらの添付は不要となる。なお、Form C-S の対象法人は年間売上高が 500 万 S ドル以下などの一定の要件を満たす中小規模企業とされ、Form C-S Lite の対象法人は年間売上高が 20 万 S ドル以下の小規模企業とされている。

IRAS 問い合わせ窓口：電話番号 1800 356 8622

IRAS : 「[Overview of Form C-S/ Form C-S \(Lite\)/ Form C](#)」、「[Guidance on Filing Form C-S/ Form C-S \(Lite\)/ Form C](#)」

(2) 見込申告

各会計年度終了日から 3 カ月以内に、見積課税所得（Estimated Chargeable Income / 以下、ECI）の申告を行う義務がある。ただし、年間売上高が 500 万 S ドル以下（2017 年 6 月以前は 100 万 S ドル以下）で、かつ課税所得が発生していない場合には ECI の申告義務が免除される。

IRAS 問い合わせ窓口：電話番号 1800 356 8622

シンガポール税制

IRAS : 「[Estimated Chargeable Income \(ECI\) Filing](#)」

(3) 電子申告

2020 年賦課年度から、すべての法人に対して確定申告および見込申告の電子申告が義務化されている。

IRAS 問い合わせ窓口：電話番号 1800 356 8622

IRAS : 「[Guidance on Filing Form C-S/ Form C-S \(Lite\)/ Form C](#)」

(4) 納税手続き

シンガポールでは、賦課課税方式が採用されているため、申告時に納税は行わず、申告後に IRAS から納税通知（Notice of Assessment, NOA）が発行される。この通知を受け取った後、30 日以内に納税を行う必要がある。なお、GIRO（General Interbank Recurring Order）と呼ばれる銀行自動引き落としを登録している場合には、見込申告にかかる納税について分割払いが付与される。分割払いの回数は見込申告を提出するタイミングにより異なり、決算日から 1 カ月以内の場合は 10 回、2 カ月以内の場合は 8 回、3 カ月以内の場合は 6 回が適用される。

5. 移転価格税制

(1) 移転価格税制の概要

シンガポールでは 2006 年 2 月 23 日に移転価格税制に関するガイドラインが初めて公表された。その後、2015 年 1 月 6 日に移転価格に関するガイドライン第 2 版 (e-Tax Guide: Transfer Pricing Guidelines (Second edition)) が公表され、2006 年以降公表されていたグループ内ローンやグループ内サービスにかかるガイドライン、事前確認制度に関するガイドラインを統合し、全面的な改訂が行われた。これにより、それまで「推奨する」に留めていた移転価格文書の作成が義務化されたところに大きな変更がある。

さらに、ガイドラインは毎年のように改訂が重ねられ、2018 年 2 月 23 日に公表されたガイドライン第 5 版 (e-Tax Guide: Transfer Pricing Guidelines (Fifth edition)) の公表とともに、所得税規則上にも移転価格文書化の義務が明記され、文書化義務が法制化された。

続いて、2021 年 8 月 10 日に公表されたガイドライン第 6 版 (e-Tax Guide: Transfer Pricing Guidelines (Sixth edition)) では、納税者が移転価格税制により適切に対応できるよう内容が拡充される一方で、IRAS は「コンサルテーション」という用語を移転価格「調査」プロセスに改め、移転価格税制の執行を一層厳格化する姿勢が示された。

シンガポール税制

2024年6月14日に公表された最新版のガイドライン第7版（e-Tax Guide: Transfer Pricing Guidelines (Seventh edition)）では、従来明記されていた納税者との事前協議が省略され、IRASが調査後、協議なしに移転価格調整や加算税の通知を行い、納税者にクロージングレターを発行できることが定められている。これにより、移転価格調査をさらに厳格化する意向が示されている。このクロージングレターには、移転価格の妥当性、移転価格文書の適切性、および移転価格調整に対する見解が記載される。

なお、シンガポールの移転価格税制は、基本的にOECDのガイドラインに準拠している。

(2) 文書化義務

移転価格文書の作成時期について、移転価格ガイドラインでは、原則として関連会社との取引において取引価格を設定する過程で移転価格文書を作成すること（同時文書化）が要請されているが、実務上の負担に配慮して取引のあった年度の法人税の申告期限（会計年度終了日の属する年の翌年11月末）までに作成することが認められている。

また、移転価格文書の提出時期については、法人税の申告期限までに提出する必要はなく、IRASの要請から30日以内に提出する義務がある。

次に、移転価格文書化義務については、2019賦課年度より、当該賦課年度にかかる会計年度の総収入金額が1,000万Sドルを超える場合、またはその前年度に移転価格文書化義務がある場合のいずれかに該当する場合に、移転価格文書を作成しなければならないとされている。

しかしながら、これらの要件に該当する場合であっても、納税者の負担削減のため、次の取引については作成義務が免除されている。

- ・ シンガポール国内取引の場合（同じ税率の法人間での取引）
- ・ シンガポール国内でのローン取引の場合（貸手が貸金業者である場合を除く）
ただし、2025年1月以降に締結されるローンについては、貸手と借手の双方が貸金業者でなく、かつ指標金利マージンを適用している場合に限る。
- ・ ローン取引で指標金利マージンを適用している場合（1,500万Sドルを超えるローンを除く）
- ・ ルーティンサポートサービスの提供で、5%コストマークアップを採用している場合
- ・ 事前確認制度を利用している場合
- ・ 関連会社間取引が、各事業年度で一定の基準値を超えない場合
(売り上げ・仕入れ：1,500万Sドル、サービス・ロイヤルティー：100万Sドルなど)
ただし、2026賦課年度以降はサービス・ロイヤルティーにかかる基準値が200万Sドルに引き上げられる。

(3) ルーティンサポートサービス

シンガポールでは、ルーティンサポートサービスと呼ばれる限定的なルーティンサポート業務の提供について、当該業務を行うために要した、直接および間接費用に対して5%のマークアップをした金額を収益として認識することで、移転価格税制上、適正な取引として取り扱う旨を定めている。

シンガポール税制

ただし、このルーティンサポートサービスの範囲は、いわゆるバックオフィス業務やアドミニストレーション業務といった限られた業務に限定されているため、ルーティンサポートサービスの範囲を超えていると判断された場合には、原則通り、第三者間で同様の取引が行われた際に適用される独立企業間価格に基づく課税所得の計算が必要となる。

IRAS 問い合わせ窓口：メールアドレス ct_transfer_pricing@iras.gov.sg

IRAS :「[Transfer Pricing](#)」

6. BEPS2.0 第2の柱グローバルミニマム課税への対応

2024年度予算案において、2025年1月1日以降に開始する事業年度から、所得合算ルール（Income Inclusion Rule, IIR）および国内トップアップ税（Domestic Top-up Tax, DTT）を導入することを発表した。軽課税所得ルール（Undertaxed Profits Rule, UTPR）の導入は、後の段階で検討される予定である。

IIR および DTT は、直前の4会計年度のうち少なくとも2会計年度において、最終親会社の連結売上高が7億5,000万ユーロ以上の多国籍企業グループに適用される。例えば、2025年度に IIR および DTT が適用されるかどうかを判断する際には、収益基準の適用対象となる会計年度は2021年から2024年までである。

なお、IIR とは、シンガポール国外の子会社の所在地国の実効税率が最低税率（15%）を下回る場合に、その子会社の所得を親会社の所在地国（シンガポール）で最低税率まで上乗せ課税する仕組みであり、DTT とは、多国籍企業グループに属する子会社の所在地国（シンガポール）の実効税率が15%を下回る場合に、最低税率まで上乗せ課税する仕組みである。

IRAS :「[Global Anti-Base Erosion \(GloBE\) Rules and Domestic Top-up Tax \(DTT\)](#)」

II. 二国間租税条約

2024年9月30日時点、シンガポールは、日本を含む世界93カ国・地域と包括的な租税条約を締結している。

アルバニア	アルメニア	オーストラリア	オーストリア	バーレーン
バングラデシュ	バルバドス	ベラルーシ	ベルギー	ブラジル
ブルネイ	ブルガリア	カンボジア	カナダ	中国
キプロス	チェコ	デンマーク	エクアドル	エジプト
エストニア	エチオピア	フィジー	フィンランド	フランス
ジョージア	ドイツ	ガーナ	ギリシャ	ガーンジー
ハンガリー	インド	インドネシア	アイルランド	マン島
イスラエル	イタリア	日本	ジャージー	ヨルダン
カザフスタン	韓国	クウェート	ラオス	ラトビア
リビア	リヒテンシュタイン	リトアニア	ルクセンブルク	マレーシア
マルタ	モーリシャス	メキシコ	モンゴル	モロッコ
ミャンマー	オランダ	ニュージーランド	ナイジェリア	ノルウェー
オマーン	パキスタン	パナマ	パプアニューギニア	フィリピン
ポーランド	ポルトガル	カタール	ルーマニア	ロシア
ルワンダ	サンマリノ	サウジアラビア	セルビア共和国	セーシェル
スロバキア	スロベニア	南アフリカ共和国	スペイン	スリランカ
スウェーデン	スイス	台湾	タイ	チュニジア
トルコ	トルクメニスタン	ウクライナ	アラブ首長国連邦	英国
ウルグアイ	ウズベキスタン	ベトナム		

シンガポール法人が税務上居住者とされる（すなわち、経営および管理がシンガポールで行われている）場合にのみ租税条約上の恩恵を享受できる。租税条約の適用を受けることにより、シンガポールおよび租税条約締結相手国において利子やロイヤルティーなどの一定の所得に対して、軽減税率または免税の適用を受けることができる。

シンガポールは、バーレーン、ブラジル、チリ、香港、オマーン、サウジアラビア、アラブ首長国連邦、米国とは部分的租税条約を締結している。この部分的租税条約は国際輸送および国際運送分野にのみ適用される。また、バミューダとは租税に関する情報交換協定のみを締結している。

ブラジル、カーボベルデ共和国、カンボジア、ガボン、ケニアとの租税条約は署名済みであるが、未発効（法的強制力がない）の状況である。

IRAS : [List of DTAs, Limited DTAs and EOI Arrangements](#)

III. その他税制

1. 源泉税（Withholding Tax）

(1) 概要

利子、ロイヤルティー、取締役報酬、技術支援料、マネジメントフィーなど、シンガポールに源泉のある所得が非居住者に支払われる場合は、源泉税の課税対象となる。源泉税率については、原則として、ロイヤルティーには 10%、借り入れや債務に関して支払われる利子・手数料などには 15%、技術支援料・マネジメントフィーにはその時点の法人税率（2010 年より 17%）、取締役報酬には 24%（2022 年 12 月 31 日以前は 22%）が適用される。

また、シンガポール法人が非居住者に対して支払う配当金は、シンガポールにおいて源泉税の課税対象とはならない（法人が課税所得に対して納めた法人税が最終課税となり、法人が株主に支払った配当金はすべて非課税扱いとなる）。

租税条約締結国の居住者への支払いの場合には、租税条約による源泉税率の軽減または免除の適用を受けられる可能性がある。この軽減または免除の適用を受けようとする場合には、支払相手方の支払相手国において発行された居住者証明を提出期限までに IRAS に提出する必要がある。

IRAS 問い合わせ窓口：電話番号 1800 356 8300（個人）、1800 356 8622（法人）

IRAS : 「[Types of Payment and Withholding Tax \(WHT\) Rates](#)」

(2) シンガポール支店への支払い

外国法人のシンガポール支店は非居住法人とみなされることから、シンガポール法人から非居住法人のシンガポール支店に対する利子、ロイヤルティー、取締役報酬、技術支援料、マネジメントフィーなどの支払いについて源泉税が課税されていた。しかし、当該源泉税は、非居住法人のシンガポール支店によるシンガポールでの法人税納付税額から控除または還付され、最終的な納付税額に影響しないことから、手続きの簡素化を目的として、2014 年 2 月 21 日以降、源泉税の徴収は不要とされた。ただし、この取り扱いは、会計企業規制庁 (The Accounting and Corporate Regulatory Authority, ACRA) へ登記されている支店のみが対象となり、建設工事やその他一定のプロジェクトで、ACRA へ支店登記されていない税務上の恒久的施設 (Permanent Establishment) に対する支払いについては適用がない。

IRAS 問い合わせ窓口：電話番号 1800 356 8622

IRAS : 「[Payments that are Not Subject to Withholding Tax](#)」

シンガポール税制

(3) 申告・納付

源泉税は、非居住者への支払日の2カ月後の日が属する月の15日までに、IRASに申告・納付しなければならない。例えば、非居住者への支払日が2024年10月26日の場合には、源泉税の申告・納付期限は2024年12月15日となる。なお、2016年7月1日以降の源泉税申告に関しては、my Tax Portalと呼ばれるウェブアカウントを通じての電子申告しか受け付けられない。

IRAS問い合わせ窓口：電話番号 1800 356 8300（個人）、1800 356 8622（法人）

IRAS : 「[Withholding Tax \(WHT\) Filing and Payment Due Date](#)」

2. 個人所得税（Personal Income Tax）

(1) 居住者

納税者は、居住者と非居住者に区分され、それぞれ異なる税率が適用される。外国人の場合、その賦課年度の前年におけるシンガポールでの滞在または就労した日数が基準となる。すなわち、外国人がその賦課年度の前年（暦年）において183日以上シンガポールに滞在または就労する場合、所得税法上の居住者とみなされ、居住者の税率が適用される。また、当年の滞在日数が183日未満の場合でも、3暦年にわたってシンガポールに滞在する場合や、2暦年にわたってシンガポールで就労し合計滞在日数が183日以上となる場合には、当年についても居住者として取り扱われる。

一方、その賦課年度の前年（暦年）の滞在日数が183日未満の場合には、非居住者とみなされ、非居住者の税率が適用される。また、租税条約によっては一定の要件を満たせば所得税が免税とされる場合もある。なお、滞在日数が年間60日以下の場合には、シンガポール国内法により免税とされている（ただし、取締役、芸能人などの報酬を除く）。

(2) 税率

居住者には累進課税制度が適用される。最初の2万Sドルまでの所得に適用される「税率0%」から100万Sドルを超える所得に適用される「最高税率24%」までの超過累進税率が設けられている。

なお、2023賦課年度（2022年暦年）までは、32万Sドルを超える所得には一律最高税率22%が適用されていたが、2024賦課年度（2023年暦年）より50万Sドルを超える所得には23%、100万Sドルを超える所得には24%と、最高税率が引き上げられた。

一方、非居住者の雇用所得には、一律税率15%で計算した税額と、居住者の税率で計算した税額とのいずれか大きい方の税額が適用される。また、非居住者の取締役報酬や専門家の所得には24%が適用される（2023賦課年度までは22%）。

IRAS問い合わせ窓口：電話番号 1800 356 8300

シンガポール税制

IRAS : 「[Individual Income Tax rates](#)」

(3) 課税対象所得

個人所得税の課税対象は、シンガポール国内源泉所得に限られる。給与所得の場合、原則としてシンガポールでの就労に対して支払われた給与等がシンガポール国内源泉所得として取り扱われるため、当該給与等がシンガポール国外で支払われた場合でもシンガポールで課税対象となる。

また、給与所得には給与・手当など金銭で支給されるもののほか、現物給与も原則、課税対象となる。例えば、会社の借上社宅を駐在員に使用させる場合、会社が支払う実際の家賃額から駐在員の負担額を控除した残額が現物給与として課税対象となる。さらに、日系企業では会社が駐在員の個人所得税を負担するケースが多いが、会社が支払う個人所得税についても課税対象となり、Tax on Tax 方式と呼ばれる方式により所得税額が加算される。

(4) 所得控除項目

シンガポールの税務上居住者について、課税所得の計算上、総所得金額から各種所得控除額を控除することができる。主な所得控除として次のようなものがある。

- 基礎控除：55歳未満は1,000 S ドル、55～59歳は6,000 S ドル、60歳以上は8,000 S ドルが控除される。また、身体障害者または精神障害者（以下、障害者）の場合の控除額は、55歳未満は4,000 S ドル、55～59歳は1万 S ドル、60歳以上は1万2,000 S ドルとなる。
- 配偶者控除：配偶者の年間所得が4,000 S ドル（2025賦課年度より8,000 S ドル）以下であることを条件に、2,000 S ドルが控除される（障害者の場合は5,500 S ドル）。
- 子供扶養控除：一定の要件を満たす子供1人当たり4,000 S ドル（障害者の場合は7,500 S ドル）が控除される。

IRAS問い合わせ窓口：電話番号 1800 356 8300

IRAS : 「[Tax reliefs, rebates and deductions](#)」

(5) 申告・納付

シンガポールでは、給与所得に対する源泉徴収制度ではなく、年間所得が2万2,000 S ドル以下の個人を除いて、すべての個人は確定申告をしなければならない。ただし、IRASから申告不要通知（No-Filing Service）を受け取った場合は、確定申告をする必要はない。計算期間は暦年で、電子申告が推奨されており、電子申告の期限は4月18日とされている。なお、税務上の課税期間は賦課年度（申告期限の属する年度）ベースで認識するため、2024年1月1日～2024年12月31日の暦年は、税務上2025賦課年度（YA2025）とされる。

法人税と同様に賦課課税方式であるため申告時に納税は行わず、IRASから納税通知（Notice of Assessment, NOA）が発行されてから30日以内に納税することとなる。なお、GIROと呼ばれる銀行自

シンガポール税制

動引き落としを登録している場合には、最大 12 回の分割払いが付与される。

IRAS 問い合わせ窓口：電話番号 1800 356 8300

IRAS : 「[Individuals required to file tax](#)」

(6) 雇用者の義務

雇用者は、従業員の 1 历年における給与所得を集計した Form IR8A およびその他の書類を、その暦年の翌年 3 月 1 日までに各従業員に通知しなければならない。また、その暦年において 5 人以上の従業員などを雇用する雇用者は、Form IR8A などを従業員に通知することに代えて、AIS (Auto-Inclusion Scheme)と呼ばれる電子申告にて IRAS に従業員の給与情報を、その暦年の翌年 3 月 1 日までに申告しなければならない。

また、外国人従業員を雇用している雇用者は、当該従業員が退職する場合やシンガポール国外に異動する場合には、その 1 カ月前までに IRAS に Form IR21 などを提出し当該従業員の個人所得税の精算を行い、その確定した所得税額を最後に支払う給与から差し引いて IRAS に納税しなければならない。

IRAS 問い合わせ窓口：電話番号 1800 356 8300

IRAS : 「[Auto Inclusion Scheme \(AIS\) for Employment Income](#)」

3. 財・サービス税 (Goods & Services Tax : GST)

(1) 概要

財・サービス税（以下、GST）は 1994 年 4 月 1 日に導入された税で、日本の消費税と類似している。GST の標準税率は、2007 年 7 月 1 日～2022 年 12 月 31 日までは 7% であったが、2023 年 1 月より 8%、2024 年 1 月より現行の 9% に引き上げられた。

GST の課税対象は、シンガポール国内において GST 登録事業者が事業として行う財貨の販売・サービスの提供およびシンガポール国内への財貨の輸入である。また、2020 年 1 月からシンガポール国内への輸入サービスが新たに課税対象となり、B2B の輸入サービスにはリバースチャージ方式、B2C の輸入デジタルサービスには国外事業者登録制度（Overseas Vendor Registration, 以下、OVR 制度）がそれぞれ導入された。次いで、2023 年 1 月からそれまで免税とされていた航空便や郵便による 400 S ドル以下の少額物品の輸入が課税対象とされ、また、OVR 制度の適用対象が非デジタルサービスにも拡大された。

ただし、金融サービス、住宅用不動産の販売・レンタル、投資用貴金属の輸入・提供などの取引は非課税取引とされている。また、シンガポールからの財貨の輸出や一定の国際サービスに該当するものは免税

シンガポール税制

取引（0%課税取引）とされており、いわゆる三国間貿易のようなシンガポール国外で行われる財貨の販売・サービスの提供については課税対象外とされている。

一方、輸入に際しては輸入通関時点で、原則、あらゆる商品に対してシンガポール税関により GST が徴収される。輸入品が自由貿易地区（FTZ）や指定保税倉庫に搬入される場合、再輸出を前提とした一部加工が国内で行われる場合、修理や展示会出展のため一時的に国内に輸入される場合など、輸入時点で GST の徴収が猶予または免除されることがある。詳しくはジェトロ Web サイト「シンガポール」の「[関税制度 — その他](#)」の項を参照のこと。

IRAS 問い合わせ窓口：電話番号 1800 356 8633

IRAS : 「[Overview of GST Rate Change](#)」

（2）GST 登録

GST は登録制であり、GST 登録事業者となった事業者は課税取引の提供時に顧客から GST を徴収し、IRAS に申告・納税を行わなければならない。

GST 登録は、1 历年の課税売上高が 100 万 S ドルを超えた場合または今後 1 年間の課税売上高が 100 万 S ドルを超える見込みとなった場合に強制登録となるが、課税売上高が 100 万 S ドルを超えない場合であっても一定の要件を満たす場合には任意登録の申請が可能である。なお、前述の OVR 制度下では、1 历年のグローバル売上が 100 万 S ドルを超え、かつシンガポール向けの B2C のデジタル・非デジタルサービス・少額物品にかかる売上が 10 万 S ドルを超える場合に強制登録となる。

GST の納税額の計算については、売上にかかる GST (Output tax) から仕入れにかかる GST (Input tax) を控除し、プラスであれば差額を納付し、マイナスであれば差額が還付される。

また、GST はインボイス方式を採用しており、GST 登録事業者は顧客から GST を徴収する際、Tax invoice を交付しなければならない。

IRAS 問い合わせ窓口：電話番号 1800 356 8633

IRAS : 「[Do I need to register for GST](#)」

（3）申告・納付

GST を登録すると決算期に応じて原則四半期ごとの課税期間が割り当てられ、各課税期間末から 1 カ月以内に電子申告により申告・納付をしなければならない。例えば、12 月決算法人の場合、1 月から 3 月までの課税期間にかかる申告・納付期限は 4 月末となる。なお、GIRO と呼ばれる銀行自動引き落としを登録している場合には、GIRO による控除日は納付期限の翌月 15 日となる。

IRAS 問い合わせ窓口：電話番号 1800 356 8633

IRAS : 「[Due dates and requests for extension](#)」

(4) GST InvoiceNow の導入

GST 登録事業者は、InvoiceNow ネットワークを通じて IRAS に請求書データを送信するために、InvoiceNow ソリューションの使用が義務付けられる。この要件は、2025 年 11 月 1 日から GST 任意登録を行う新設法人、2026 年 4 月 1 日から全ての GST 任意登録を行う者に適用され、既存の GST 登録事業者も 2025 年 5 月 1 日から早期導入が可能である。残りの GST 登録事業者にも段階的に導入され、詳細は後日発表される予定である。InvoiceNow は IMDA が導入した国際標準「Peppol」に基づく電子請求書ネットワークであり、デジタル請求書は企業の作業負担やエラーを減らす。この取り組みは国際的な動向に沿ったものであり、2020 年から 2023 年にかけて実施されたパイロットプログラムに基づき、段階的に実施される。

IRAS : 「[GST InvoiceNow Requirement](#)」

4. 印紙税 (Stamp Duty)

不動産や株式の譲渡、不動産の賃貸、不動産や株式への抵当権設定などに関する特定の契約文書（課税文書）には印紙税が課される。印紙税は従価税率または書類ごとに定められた固定額で賦課される。

株式の譲渡に関する契約文書には、その譲渡価額と株式価値とのいずれか高い方の 0.2% で計算された印紙税が課される。ただし、シンガポール国外の法人の譲渡、シンガポール証券取引所の上場株式の譲渡、一定の関連会社間の株式譲渡、再編・合併に伴う不動産・株式の譲渡などについては印紙税が免除される場合がある。なお、2010 年度税制改正により導入された合併・買収（M&A）支援税制による印紙税の免除規定は 2020 年予算案において廃止された。

また、直接的な不動産取引と法人を介した間接的な取引の間での印紙税の不公平を解消するため、シンガポールで居住用不動産を保有する一定の法人の株式などの 2017 年 3 月 11 日以降の購入や譲渡に対しては追加譲渡税（Additional Conveyance Duties, ACD）の課税が導入されている。

次に、不動産の購入に関する契約文書には、不動産取得者印紙税（Buyer's Stamp Duty, BSD）が課される。BSD は、不動産の購入価格または市場価格のいずれか高い方に対して、超過累進税率を適用して計算される。2023 年 2 月 15 日以降、非居住用不動産の場合は 1%（最初の 18 万 S ドルまで）から 5%（150 万 S ドル超）の 5 段階の税率が適用されるが、居住用不動産についてはこれに加えてさらに 300 万 S ドル超の部分については 6% が適用される。

また、居住用不動産市場の過熱・投機抑止策として、2011 年 12 月に居住用不動産の取得者に対して、加算印紙税（Additional Buyer Stamp Duty, ABSD）が導入され、上述の BSD に加えて課されることになった。ABSD の税率は 2021 年 12 月 15 日以降、外国人による購入には 30%、永住権保持者（PR）に

シンガポール税制

より初回購入には 5%、2 軒目以降には 25%、シンガポール国民による 2 軒目の購入には 17%、3 軒目以降には 25%とされていたが、2023 年 4 月 27 日以降はさらに税率が引き上げられ、外国人による購入には 60%、PR による 2 軒目の購入には 30%、3 軒目以降には 35%、シンガポール国民による 2 軒目の購入には 20%、3 軒目以降には 30%とされている。

さらに、居住用不動産市場の過熱・投機抑止策として、2010 年 2 月に居住用不動産の取得後 3 年以内の短期売却者に課す印紙税 (Seller's Stamp Duty, SSD) が導入された。現在 (2017 年 3 月 11 日以降) は、取得後 1 年以内には 12%、2 年以内には 8%、3 年以内には 4% の税率が適用される。

なお、産業用不動産の取得後 3 年以内の短期売却者についても同様に SSD が課されるが、現在 (2013 年 1 月 12 日以降) は、取得後 1 年以内には 15%、2 年以内には 10%、3 年以内には 5% の税率が適用される。

一方、不動産賃貸に関する契約文書には、2014 年 2 月 22 日以降、以下により計算された印紙税が課される。

- ・ 賃貸期間が 4 年以内の場合：賃貸期間の賃料総額の 0.4%
- ・ 賃貸期間が 4 年超（賃貸期間の定めがない場合を含む）の場合：平均年間賃料 (Average Annual Rent, AAR) の 4 倍の 0.4%

IRAS 問い合わせ窓口：電話番号 1800 460 4923

IRAS : 「[Buying or Acquiring shares](#)」、「[Renting a Property](#)」、「[Seller's Stamp Duty\(SSD\) for Residential Property](#)」、「[Buyer's Stamp Duty \(BSD\)](#)」、「[Additional Buyer's Stamp Duty\(ABSD\)](#)」

5. 不動産税 (Property Tax)

不動産税は、家屋、土地、建物などの不動産の所有に対して課される税であり、年末に翌年分の課税通知が発行され、納付期限は翌年 1 月末である（分割払い可）。

課税標準は、各不動産の年間評価額 (Annual Value) であり、IRAS のウェブサイトで不動産の当年または過去の年間評価額を検索することができる（有料サービス）。また、税率は、住宅用不動産には累進税率が適用され、その他の不動産（商業用・産業用不動産）には 10% が適用される。住宅用不動産の累進税率は、所有者自身が居住している場合と所有者自身が居住していない場合により異なる。

所有者自身が居住していない住宅用不動産の累進税率は、2015 年 1 月 1 日から 10%（年間評価額の最初の 3 万 S ドル分に適用）～20%（年間評価額の 9 万 S ドル超に適用）、2023 年 1 月 1 日から 11%（年間評価額の最初の 3 万 S ドル分に適用）～27%（年間評価額の最初の 6 万 S ドル分に適用）、2024 年 1 月 1 日から 12%（年間評価額の最初の 3 万 S ドル分に適用）～36%（年間評価額の最初の 6 万 S ドル分に適用）となっている。

シンガポール税制

一方、所有者自身が居住する住宅用不動産の累進税率は、2015年1月1日から0%（年間評価額の最初の8,000Sドル分に適用）～16%（年間評価額の13万Sドル超に適用）、2023年1月1日から0%（年間評価額の最初の8,000Sドル分に適用）～23%（年間評価額の10万Sドル超に適用）、2024年1月1日から0%（年間評価額の最初の8,000Sドル分に適用）～32%（年間評価額の10万Sドル超に適用）、2025年1月1日から0%（年間評価額の最初の12,000Sドル分に適用）～32%（年間評価額の14万Sドル超に適用）となっている。

IRAS問い合わせ窓口：電話番号 1800 356 8300

IRAS：「[Property Tax Rates](#)」

6. 相続税（Estate Duty）

従来、シンガポール国籍を有する個人が死去した際に、故人が保有する資産に対して5%または10%の税率で相続税が課せられていたが、2008年2月15日以降、廃止されている。なお、シンガポールには日本の贈与税に相当する税はない。

IRAS問い合わせ窓口：電話番号 6351 3126

IRAS：「[Estate Duty](#)」

7. 管轄官庁

税制全般については、IRASが管轄となる。その他、特定の施策に対してはそれぞれの管轄官庁が存在する。

内国歳入庁（Inland Revenue Authority of Singapore : IRAS）

55 Newton Road

Revenue House, Singapore 307987

Tel : +65-6356 8233

URL : <http://www.iras.gov.sg>

経済開発庁（Economic Development Board of Singapore : EDB）

250 North Bridge Road

#28-00 Raffles City Tower

シンガポール税制

Singapore 179101

Tel : +65-6832 6832

URL : <http://www.edb.gov.sg>

海事港湾庁 (Maritime & Port Authority of Singapore : MPA)

460 Alexandra Road

#19-00 mTower

Singapore 119963

Tel : +65-6572 7777

URL : <http://www.mpa.gov.sg>

エンタープライズ・シンガポール (Enterprise Singapore : Enterprise SG)

230 Victoria Street

Level 9, Bugis Junction Office Tower

Singapore 188024

Tel : +65-6898 1800

URL : <http://www.enterprisesg.gov.sg>

シンガポール観光局 (Singapore Tourism Board : STB)

Tourism Court

1 Orchard Spring Lane

Singapore 247729

Tel : +65-6736 6622

Fax : +65-6736 9423

URL : <http://www.stb.gov.sg>

通貨金融庁 (Monetary Authority of Singapore : MAS)

10 Shenton Way, MAS Building

Singapore 079117

Tel : +65- 6225 5577

URL : <http://www.mas.gov.sg/>

IV. 優遇税制

経済開発庁（以下、EDB）などの政府機関によって、認定を受けた企業に関しては、法人税率の軽減税率適用などの優遇措置を受けることができる。

1. 一般事業会社向けの優遇税制

(1) パイオニア・インセンティブ (Pioneer Certificate Incentive : PC)

パイオニア・ステータスの認定を受けた企業には、法人税の免税措置が適用される。パイオニア・ステータス・スキームは、特定製品の製造奨励および特定サービスの発展を目的とした制度である。EDB が定める特定適格サービス（シンガポールの経済発展計画に適合するサービス）を提供する企業にも、パイオニア・ステータスが付与される。パイオニア・ステータスは、原則として政府の裁量により付与されるものであるため、パイオニア・インセンティブの認定については決まった基準がなく、交渉を通じて認定の判断が行われる。EDB は、製品の種類、投資規模、技術レベルなどを主に考慮してパイオニア・ステータスの付与を判断している。2015 年度予算案により、ベンチャーキャピタルについては、対象項目から外された。なお、2023 年税制改正により、適用期間は 2028 年 12 月 31 日まで延長されている。

申請窓口：EDB

関連法：経済拡大奨励法パート 2 およびパート 3

[参考] EDB 「[Incentives & Schemes](#)」

(2) 開発・拡張インセンティブ (Development & Expansion Incentive : DEI)

パイオニア・ステータスの認定を過去に受けている企業やパイオニア・インセンティブの認定を受けられなかった企業を対象とする制度で、開発・拡張インセンティブの認定を受けるには新規プロジェクトを実施するか、シンガポールにおける事業の拡張または増強を行わなければならない。認定の判断は、固定資産投資額、シンガポールにおける事業支出総額、技術・能力開発、プロジェクトの質、技術革新の内容などの基準により行われる。認定を受けた企業は、適格活動に対して 5%、10% または 15% の軽減税率が適用される。なお、この DEI の一部として、地域・国際統括本部の優遇税制（RHQ/IHQ）や知的財産開発 インセンティブ（IP Development Incentive: IDI）といった各種優遇措置が与えられているよう、EDB の裁量による対象範囲が広い制度であるといえる。なお、2023 年税制改正により、適用期間は 2028 年 12 月 31 日まで延長されている。

申請窓口：EDB

関連法：経済拡大奨励法パート 4

[参考] EDB 「[Incentives & Schemes](#)」

(3) 投資控除 (Investment Allowance : IA)

投資控除はバイオニア・ステータスの代替となるものであり、製造業者、認定建設事業を実施する企業、研究開発プロジェクトを対象とするインセンティブである。オートメーション機器は特にその対象として好ましいものに指定されている。本インセンティブでは、合意した期間内（5年未満）における工場建物（土地を除く）、認定プロジェクト用の新規生産設備、ノウハウや特許権の取得に関する認定資本支出について、通常の資本控除 100%に加え、適格設備投資の 30%または 50%の追加控除が可能となる。また、2017 年税制改正により、2017 年 2 月 21 日以降は適格設備投資の用途についても一部緩和されている。投資控除はプロジェクトごとに適用期間が異なるが、温室効果ガス排出抑制設備の投資控除制度の適用期間は 2026 年 12 月 31 日までである。

申請窓口：EDB

関連法：経済拡大奨励法パート 8

(4) 土地集約化に関する税務上の減価償却 (Land Intensification Allowance : LIA)

本制度は、国土の小さいシンガポールにおける土地の有効利用を促進することを目的として 2010 年度税制改正において導入された。都市再開発庁（URA）が定める区域に一定の産業用建物を単独または複数の事業者で取得などする場合、適格建物および構築物の建設、改築または拡張について直接生じた費用について、25%の初期償却と 5%の年間償却が認められる。LIA を活用したい建物所有者は、事前に EDB に適用申請をし、許可を受ける必要がある。また、EDB からの許可を受けた後も、建築物の総床面積の 80%以上が適格活動のために使用され、総容積率も一定の基準を満たしていかなければならない。適用期間は 2025 年 12 月 31 日までである。

申請窓口：EDB

関連法：所得税法 18C 項

[参考] EDB 「[Incentives & Schemes](#)」

(5) 知的財産開発インセンティブ (IP Development Incentive : IDI)

知的財産開発インセンティブは、研究開発（R&D）活動から生じる知的財産権の使用および商業化の促進を目的として 2017 年度税制改正において導入された。2018 年 7 月 1 日～2028 年 12 月 31 日までに EDB への申請および承認が必要で、認定を受けた企業は、適格知的財産（すなわち、ソフトウェアを保護する特許権や著作権）の商業利用による対価として受け取るロイヤリティーやその他の所得に対して、5%、10%または 15%の軽減税率が適用される。

申請窓口：EDB

関連法：所得税法 43X 項

[参考] EDB 「[Incentives & Schemes](#)」

シンガポール税制

(6) 企業技術革新スキーム (Enterprise Innovation Scheme : EIS)

企業の研究開発 (R&D) 、イノベーション、能力開発活動を奨励するため、2023 年度予算案で導入された。EIS は、研究開発、知的財産 (IP) の登録、知的財産権 (IPR) の取得・ライセンシング、研修、および特定のパートナー機関と共同で実施される適格イノベーションの 5 つのカテゴリーの適格活動を対象とする。EIS の導入により、各適格活動に関する適格支出の所得控除（割増損金算入）が最大 400% に拡張された。さらに、一定の事業者については、所得控除に代えて適格支出の 20% の現金支給オプションの選択も可能となる。EIS の適用期間は、2024 賦課年度から 2028 賦課年度までである。

IRAS 問い合わせ窓口：電話番号 1800 356 8622

IRAS [e-Tax Guide Enterprise Innovation Scheme](#)

2. 統括会社向け優遇税制

(1) 地域・国際統括本部 (Regional / International Headquarters : RHQ / IHQ)

シンガポールで地域・国際統括業務を営み、政府の認定を受けた企業は、適格増分所得について 0%～15% の軽減税率が適用されていたが、2015 年 10 月 1 日以降に当該制度は廃止され、DEI（開発・拡張インセンティブ）または、PC（パイオニア・インセンティブ）のいずれかに基づいて審査・認定される制度に統合された。

申請窓口：EDB

関連法：経済拡大奨励法パート 4

(2) 認定ファイナンス＆トレジャリーセンターに対する税制優遇制度 (Finance And Treasury Centre Incentive : FTC)

シンガポールに拠点を持ち域内の関連会社に財務・資金調達のサービスを提供する会社は、認定されると適格所得増分に対して、8% または 10% の軽減税率が適用されるほか、FTC 活動のための銀行からの借り入れに対する利息や、非居住グループ企業からの預け入れに対する利息に関する源泉税が免除される。なお、2020 年度予算案により、適用期間は 2026 年 12 月 31 日までに延長されている。

申請窓口：EDB および MAS

関連法：所得税法 43E 項

[参考] EDB [\[Incentives & Schemes\]](#)

(3) グローバル・トレーダー・プログラム (Global Trader Programme : GTP)

石油製品、石油化学製品、農産物、金属、電子部品、建築資材、消費財、適格デリバティブなどの国際貿易に携わる会社で、シンガポールをオフショア貿易活動の拠点として位置付け、経営管理、投資・市場

シンガポール税制

開拓、財務管理、物流管理の機能を有する会社は、本制度の申請資格を持ち、認定されると特定商品のオフショア貿易からの利益に対する法人税に、5%、10%または15%の軽減税率が適用される。個別のインセンティブパッケージについてはエンタープライズ・シンガポール（ESG）と協議を行う。2016年度予算案で、①指定された投資に対するファンド資金の集約、マネジメント、分配、②M&A アドバイザリー、③ストリーミングファイナンスの三つを適用範囲に加えた。また、2017年度予算案では、取引相手先の要件緩和、シンガポール国内消費製品やサービスの一部から生じる所得についても軽減税率の対象にされるなど、対象範囲は拡大傾向になる。なお、2020年度予算案により、適用期間は2026年12月31日までに延長されている。

申請窓口：ESG

関連法：所得税法 43I 項

[参考] Enterprise SG 「[Global Trader Programme](#)」

3. 海運・航空事業者向け優遇措置

(1) 認定国際海運企業 (MSI-Approved International Shipping Enterprise Award : AIS)

世界の主要港に国際的なネットワークを有する国際海運会社で、シンガポールでのオペレーションを拡充する事業計画を有する会社は、本制度を管轄するシンガポール海事港湾庁（Maritime and Port Authority of Singapore : MPA）への申請資格を持ち、認定されると10年間にわたり特定の海運所得に対する法人税と、シンガポールの非居住法人に支払う傭船料にかかる源泉税が免除される。AIS認定企業は、一定の条件を満たすと、期間をさらに延長することもできる。2016年度予算案により、国外でのエネルギー、鉱物にかかる探査・開発これらを補助するための費用についても適用対象となり、2020年度予算案により、認定された国際企業のMSIスキーム (MSI-Approved International Enterprise : MSI-AIS) の適格所得も免税が適用されることとなった。適用期間は2026年12月31日までとなっている。また、2024年度予算案により海運事業の適格所得を船舶の純トン数に応じて課税する代替課税方式が選択可能となった。

申請窓口：MPA

関連法：所得税法 13E

[参考] MPA 「[Maritime Sector Incentive](#)」

(2) 海運関連支援サービス・アワード (MSI-Shipping-related Support Services Award : SSS)

シンガポールにて船舶の運航と物流に関与する船舶代理店業務、海上運賃の先物取引、船舶売買の仲介、船舶管理、物流サービスなど、海運関連支援サービスのオペレーションを拡充する事業計画を有する会社は、本制度の申請資格を持ち、認定されると5年間にわたり海運関連支援サービスから稼得する収益増加分の法人税に対し、10%の軽減税率が適用される。本制度の申請は2026年12月31日までである。

シンガポール税制

申請窓口 : MPA

関連法 : 所得税法 43U 項

[参考] MPA 「[Maritime Sector Incentive](#)」

(3) 海事リーシング・アワード (MSI-Maritime Leasing Award : ML)

シンガポールにて船舶またはコンテナのリース事業に携わる会社、船舶投資ファンド、信託会社、パートナーシップは、本制度の申請資格を持ち、認定されると 5 年間を上限として、特定のリースまたは傭船所得に対する法人税に 10% の軽減税率が適用される。本制度の申請は 2026 年 12 月 31 日までである。さらに、認定された船舶の購入または建造、コンテナ取得などにかかる利息の支払いに対する源泉税が免除される。また、2024 年度予算案により海運事業の適格所得を船舶の純トン数に応じて課税する代替課税方式が選択可能となった。

申請窓口 : MPA

関連法 : 所得税法 43L 項および 43Q 項、ならびに 2014 年 3 号通知および 2016 年 4 号通知

[参考] MPA 「[Maritime Sector Incentive](#)」

(4) 航空機リーシング・スキーム (Aircraft Leasing Scheme : ALS)

シンガポールにて航空機のリース事業に携わる会社、投資ファンド、信託会社は、本制度の申請資格を持ち、認定されると 5 年間を上限として、特定のリース所得に対する法人税に 8% または 10% の軽減税率が適用される。本制度の申請は 2027 年 12 月 31 日までとなっている。さらに、2012 年 5 月 1 日以降、認定された航空機の取得にかかる利息の支払いに対する源泉税が免除されている。

申請窓口 : EDB

関連法 : 所得税法 43N 項

[参考] EDB 「[Incentives & Schemes](#)」